公共の担い手

～もう一度自力で歩きたい、もう一度働きたい～

社会貢献者表彰式典にて

社会福祉法人あかね　理事長　**金子　楓**

1990年代、視覚に障害を持った者の就労は、あん摩・マッサージ・指圧、鍼、灸のいわゆる三療業が主であり、一般的には「なにもできない」と考えられていました。残念なことに、今もその考えはあまり変わっていません。

その当時、病気や事故で視覚に障害を受け、視力低下・視野狭窄が進行し、日常の生活はもとより就労することや家事をすることが困難となり、やむを得ず職場を離れなければならないという辛い経験をしてきた仲間たちがおりました。その呟き…「見えなくなっても、それでも働きたい」という視覚障害者たちの声から、私たちの施設は生まれました。

■作業所ができるまで――行政との格闘

中途視覚障害者たちが集まる中で「働きたい」という声が高まってきました。当時、市内にはいくつかの身体障害者福祉作業所がありました。そこに問い合わせをして、障害の説明をします。しかし「視覚障害」と話すと、説明が終わらないうちに「うちの施設では定員の空きなし」…この一言で断られてきたのです。

既存の施設で断られるのなら、「自分たちで視覚障害者が働ける施設をつくりたい」――有志が集まり、行政に働きかけました。けれども、なかなか首を縦には振りませんでした。一番の壁は「視覚障害者だけでの運営は前例がない」ということ。前例のないことを許可するのには大きな抵抗があったのです。「視覚障害者だけでスムーズに運営ができるのか？」「仕事の確保ができるのか？」等々…失敗を恐れて、なかなか前向きに話が進みませんでした。約３年の月日がかかりました。互いに罵りあい、粘り強く議論を重ねる中で、ようやく行政の許可が出て、平成７年に「社会福祉法人あかね」の母体となった小規模福祉作業所「ワークアイ・船橋」が誕生いたしました。

ワークアイ・船橋

ワークアイ・ジョブサポート

■大きな転機
――自治労千葉県本部との出会い

さて施設を立ち上げたものの、やはり営業の仕方も皆目分からず、行き当たりばったりの営業を続ける日々。確かな目標もなく“こんにちは訪問”を繰り返していました。そんな時に、ある県職員の方との出合いが大きな転機となりました。その方にご紹介いただいたところが自治労千葉県本部でした。県本部主催の多様な勉強会に出席し、そこで行われた講義・講演を録音して音声を文字に書き起こす「テープ起こし」が私たちの仕事になりました。また、組合員が在職されている行政機関で開かれる各種委員会の「テープ起こし」の依頼も来るなど、仕事が広がっていきました。

特に印象に残っている仕事は、約４年間続いたＡ市での仕事です。その中でも、例えば街路樹を決定する委員会で、霙雪の降る中での現地説明に同行したり、「今の景観はもとより、街路樹としての木の50年後・200年後のことを考えて植樹すること」といった言葉に感銘を受けるなど、様々な委員会に参加でき、たくさんの大切なことを学べて心の財産にもなっています。

平成15年には、千葉県を会場とした「第９回チャレンジド・ジャパン・フォーラム（CJF）2003国際会議inちば」が開催されました。ＩＴをキーワードに、障害者の自立、社会参加及び就労に関して民・産・学・官が一堂に会し、「チャレンジド（障害者）を納税者にできる日本」の実現を目指して行われたこの会議に、当法人は大会準備委員から大会運営委員、そしてパネリストとして参加しました。そして障害者の就労の場の必要性を訴え、今も引き続き訴え続けております。

●私たちはもっと働ける
――広がる就労の可能性

視覚障害者は、どうやってパソコンを操作しているかご存じでしょうか？パソコンに「スクリーンリーダー」というソフトを入れれば、画面の文字を音声で読み上げてくれるので、画面を見なくてもキーボード操作だけで普通の人と同じようにパソコンを使うことができるのです。講演や会議などの録音を聞きながら、音声をテキスト化していく「テープ起こし」の仕事は、視覚障害があってもパソコンを使って単独で仕上げることができる仕事です。また最近では、ＩＴのシステム開発の仕事に携わる人も出てきています。さらには、視覚に障害があっても、聴覚や他の３障害（身体・

テープ起こし

データ入力

知的・精神）の人たちと組むことで、データ入力や軽作業といった仕事もできます。

現在、私たちの施設では、こうした音声パソコンを活用したり、職員や障害者同士が協力し合いながら様々な作業を行なっています。また視覚障害者対象のＩＴ教室を通じて、音声パソコンの普及にも努めています。

障害者自立支援法ができ、身体障害に限らず、知的や精神に障害のある人たちも幅広く受け入れることになりました。そこで施設が大事にしているのは、ミスのない丁寧な仕事を心掛け、正確な仕上がりを徹底するということです。私どもの仕事は、主に請負作業となっています。各人の作業は不完全かもしれませんが、障害者や職員が何度もチェックを入れることで、施設から出る時にはミスのない完全なものとして納品できていると自負しています。

●障害者優先調達推進法と「福祉作業所による商談会2016」

平成25年４月、障害者優先調達推進法が施行されました。この法律は、「国などによる障害者就労施設等からの物品の調達の推進等に関し、障害就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ること」を目的としています。また、この優先調達法の施行に伴い、千葉県及び千葉県内の各市区町村には、調達推進を図るための方針を制定し、調達実績を公表するなど、県民全体に広く福祉施設の商品・サービス等を知ってもらうようにすることが期待されます。

千葉県社会就労センター協議会（57団体）（略称・千葉県セルプ協）では今回で３回目となる「福祉事業所による商談会2016」（開催日６月15日）を開催します。私どもは第１回の企画の段階から協力・参加させていただいております。どの施設も利用者の工賃向上を目標に、新しい仕事受注のために頑張っておりますが、まだまだ県をはじめとして各市区町村においての理解が乏しく、調達実績が公表されても検討すらされていない行政機関もあります。優先調達推進法という法律もできています。「仏つくって魂入れず」にならないよう、皆様のご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。